

対北朝鮮輸出入規制における一時的に出国し入国する者の携帯品特例の注意点について

2024年8月13日
経済産業省
貿易管理部貿易管理課

- 現在、外国為替及び外国貿易法（外為法）により、北朝鮮との全ての貨物の輸出入禁止措置が講じられています。

※ 全貨物の輸入禁止は2006年10月から、全貨物の輸出禁止は2009年6月から実施。

経済産業省貿易管理ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/kitachosen.html#section1

- このため、日本から個人が海外旅行等で一時的に出国して帰国する際に携帯する物品についても、上記禁止措置の対象となり、以下の持ち出し・持ち込みが認められません。なお、我が国から北朝鮮への渡航については、政府として、引き続き自粛を要請しています。

- ・ 日本から北朝鮮へ向けて物品を持ち出すこと
- ・ 北朝鮮船積／原産物品（北朝鮮から持ち出される物品又は北朝鮮を原産地とする物品）を日本に持ち込むこと

- ただし、一時的に日本から出国して帰国する者（旅行者）本人が、渡航中に個人的に使用するため携帯する物品については、以下に記載する範囲のものに限り、上記の禁止措置の対象外として持ち出し・持ち込みが認められます。

- 携帯品： 手荷物、衣類、書籍、化粧品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物

ただし携帯品については、原則として以下のものに限ります。

（日本から出国する時） 旅行者本人により、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用すると認められるもの。

（日本に戻ってきた時） 旅行者本人により、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用したと認められるもの。

- ・ 日本から出国の際、旅行日程及び目的を勘案し、旅行中の個人的使用に合理性が認められない種類のもの又は明らかに用量を超過しているものと個別に判断される場合は、上記の「携帯品」として認められない場合があります。
- ・ 一例として、第三者への販売を目的としたものは、上記の「携帯品」として認められません。
- ・ 北朝鮮船積／原産物品において、日本への持ち込みが認められないものを海外で購入し、その購入代金の支払いをすることについても外為法において禁止となります。
- ・ 別送品についても、上記の「携帯品」に該当する場合は持ち出し・持ち込みが認められますが、旅行者（個人）ご本人の名義による輸出入手続きが必要となります。
- ・ 上記の「携帯品」に該当する場合であっても、対北朝鮮の輸出入規制に関わらず、他の法令等の規定により持ち込み・持ち出しについて制限がかかる場合があります。

以上

お問合せ先
経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部貿易管理課
TEL：03-3501-1511（内線 3241）